

清朝前期における江寧の旗・民關係

—— 滿漢合璧『永禁找贖雜差碑』をめぐって ——

葉

勝

はじめに

第一章 慧居寺と滿漢合璧碑の滿文部分の翻譯

第二章 順治年間の狀況

第三章 康熙年間の狀況

第四章 清朝前期の江寧駐防八旗と在地社會

おわりに

はじめに

八旗は滿洲で發足した軍政一致の社會組織かつ管理機構であり、禁旅八旗と駐防八旗から構成される。全国各地の要所に配置された駐防八旗の存在は、中央の地方に對する嚴しい支配の現れであり、統治を維持するための中心的軍事力として非常に重要な役割を擔った。順治年間における各地の駐防八旗の合計兵數は約 15000 名だったが、康熙・雍正年間には約 79000 人に増加し（劉小萌 2008, 31-32 頁）、乾隆・嘉慶年間に約 100000 人に達したのちは禁旅八旗と同等の人數を保ち續けた。しかし、各駐屯地における駐防旗人の人數は、現地の民に比べ壓倒的少數であった。

本稿では、清朝前期の江寧における駐防八旗と地方社會との關係（即ち旗民關係）について論じる。

駐防八旗の總論として、まず韓國の任桂淳（1993）が擧げられる。「緒論」では『駐粵八旗志』『杭州八旗駐防營志略』『荊州駐防八旗志』『京口八旗

志』⁽¹⁾『福州駐防志』『綏遠城駐防志』の六部の駐防志を中心として用い、他の官書や方志等を参照して、制度面から廣州・杭州・荊州・福州・綏遠の五箇所における八旗の駐防過程や組織形態、發展狀況、運用管理體系、財政狀況、衰退の原因について重點的に述べ、駐防八旗の成立は「滿族」社會内部の伝統的な地域と氏族との結びつきを弱めたが、駐防八旗はその組織・行政・財政における弱點と外部からの壓力によって次第に弱體化してゆき、最終的には八旗制度自體の崩壊が清朝滅亡の一原因となったことが指摘される（127-130頁）。しかし、主要な史料は官書のみで、内容もほぼそれら駐防志の内容について改めて分類を行うにとどまっている。さらに、現代の「滿族」と清代の「滿洲」が同等に扱われているのは問題であり、駐防地の旗民關係についての分析がほとんどなされていない。

定宜莊（2003）では、實録・『八旗通志』・駐防志・漢文奏摺檔案等の漢文史料を用い、制度史の角度から八旗駐防を分類した分析が行われており、創成期、完備期という時代区分に加え、中心から邊境へという地域的側面に注目し、畿輔・長城及び直省駐防・邊疆駐防の三つに分類している。この分類を基に、駐防制度の形成、駐防機構と將領の地位、中央の駐防八旗に對するコントロール、駐防の弊害の出現、駐防地の民人との關係、「國語騎射」の重視政策の破綻といった問題をとりあげる。全體として、民國以來の清史研究といわゆる「滿族史」研究の傳統を引き繼いでおり⁽²⁾、「華夷史觀」を體現したものである。「駐防八旗の研究を通して、これが國家の重要な鎮壓の道具として清朝の統治に果たした役割について検討したい」という冒頭の一文が氏の考えを表している。入關以降しばらくは、八旗駐防は確かに有効であったが、漢族農耕社會と相容れず、また漢族の中央集權制度の弊害から脱却できないといった各種の弊害も現れたという⁽³⁾。

(1) 実際には、本論で京口は扱われていない。

(2) 馮爾康（2005）は20世紀以降の中國の學界における清史の研究概況を總括し、承志（2008）は中國の學界における「滿族史」の研究狀況について詳細な説明を行っている。

(3) 氏は漢族の中央集權制度が如何なる弊害を及ぼしたかについては明確に言及しな

この著作における旗民関係についての論述は主に第三章第三節「八旗駐防的民族関係」に集中し、清朝の統治者は駐防八旗兵丁を周囲の漢族と隔離し、滿族と漢族やその他各民族との隔たり、敵視が清代を通して消えなかったと述べた。このような手法は滿洲族自身の発展を大いに阻害するのみならず、長期的には清の統治にも不利であったとする(243-244頁)。しかし、一方で氏は承志(2008)が「(19)88年に中國社會科學院民族研究所編『滿族史研究集』が出版されたことで、「滿族」は一氣に「中華民族大家庭」の一員となった」(339頁)と述べる論文集から影響を受けていると思われる。旗人と民人の對立を強調すると同時に、駐防八旗内部の民族融合及び駐防八旗と現地の民人との交流増加を主張しているからである。氏が駐防旗人の漢人奴隸や養子の存在、民人との交易、「一部の不法旗人と不法民人が共同で悪事を働くこと」を融合や交流の増加と評しているのには問題がある。滿洲、旗人、滿族、民人、漢族などの概念についても全體を通じて明らかな混亂が見られ、「融合」と「滿化」が混用される。史料においては旗民對立が読み取れるもののみが使用され、八旗駐防が地方秩序維持に貢献したことを述べる史料は疎かにされている。八旗の上層部の行動をなおざりにし、下層の官兵とその家奴の數少ない不法行為のみによって旗民關係全體の性質を論じるのは一面的である。なお、衝突と融合のとりえ方に混亂があるものの、ここには、「衝突から融合へ」というモデルを見て取ることができる。

近年の研究には潘洪鋼(2018)がある。これはエスニックグループに関する理論とその研究方法を利用して、エスニックグループと社會という角度から全土の八旗駐防史の解讀を試みたものである。この論文では「土着化」⁽⁴⁾が駐防旗人エスニックグループの發展における基本的な道筋であったこと、また彼らの中に旗民としての強烈なアイデンティティが存在したことが強調されている。該書の特徴は漢文史料に加えて、各地の駐防旗人の子孫に對するインタビュー

↘ ていない。また、所謂「漢族」という概念についても説明していない。

(4) 潘氏は「土住」とするが、はっきり定義されていない。おそらく北京を原籍とする旗人が、長い駐防により當地の住民となることを指すのだろう。

記録を大量に含んでいるところにあるが、現代の駐防旗人の子孫による回顧的な資料によって二百年以上にわたる駐防の状態と当時の旗人のアイデンティティを類推することには、方法論的に問題がある。また「土着化」という概念が、往々にして当地の漢民との同化と混同されている。

こうした總論のほかに、各地の駐防八旗を扱った研究論文も数多く存在する。しかし、中國の研究⁽⁵⁾の多くは制度史的側面から駐防官制や滿城沿革などに注目したものであり、荊州、杭州、福州、廣州等の駐防志を有する地域に集中しており、駐防八旗と地方社會の關係（旗民關係）についても、個別の具體的な事件に對する研究はほぼ見られない。

その中で例外的なのが、汪利平（2007）である。ここでは清朝の各時期における杭州駐防八旗と地方社會の關係に焦點が当てられている。この論文は「華夷史觀」から脱却し、『杭州八旗駐防營志略』や『武林坊巷志』などの漢文地方志を基に「杭州において駐防旗人は、清初の占領者という立場から清中期の定住者、清末革命による排斥の對象と變化した。清末の反滿ブームの直接の原因は長きにわたる滿漢對立ではなく、漢人の民族主義の急激な昂揚によるものである」と主張する。また、駐防旗人のアイデンティティについて、「18世紀初頭からしばらくの間、杭州駐防旗人は「旗人」と「杭州人」というアイデンティティを同時に有していた」ことを強調する。以上の結論は駐防八旗の研究にとって示唆に富むものである。しかし、それ以前の旗民關係について、駐防八旗が現地で明の遺民を彈壓し、清の統治を強固にしたと述べるが、八旗を「地方社會を荒らす征服者・占領者」として描く。不法旗人が引き起こした衝突を、八旗全體と地方の對立と解釋するのは一面的である。杭州の八旗は地方の安定に貢獻もしているものであり⁽⁶⁾、それを閑却して、旗民對立のみを強調することには問題がある。

(5) 中國の他の研究成果には馬協弟（1985）（1988）（1990）、趙令志（2001）、定宜莊・邱源媛（2016）等がある。また香港、臺灣及びその他の地域の華人研究者による成果には趙綺娜（1973）、魏秀梅（1981）、汪利平（1999）、賴惠敏（2008）等がある。

(6) 張大昌『杭州八旗駐防營志略』卷3, 1-12頁。卷5, 1-11頁。

清朝前期の旗民關係研究において、先行研究の最も重要な問題は史料的バイアスとそれをどう解釋するかにある。駐防旗人の一部の不法、民人との衝突は記録に残りやすいが、それは八旗が地方秩序を維持し、清の地方統治を強固にした側面を見えにくくしている。しかし、清朝が駐防八旗を設置したのは、迅速に地方秩序と人心を安定させ、潜在的な軍事的脅威を減少させるためであった。したがって、清朝前期の各地の旗民關係を単に「征服者と被征服者との對立」と見ていては、駐防八旗の存在意義を見失うことになる。

例えば、蘇州駐防八旗⁽⁷⁾は軍紀を守らず民衆に危害を加え、更に食糧の空費や給料の水増しなどの問題により中央や現地の官吏の不滿を招いたため三年もせずに廢止されたが、江寧駐防八旗は存続したことをどう考えるのか。

しかし、現實には「華夷史觀」の影響からか、或いは史料収集が不十分であるためか、駐防八旗の存在意義が従來の研究では重視されてこなかった。そして、旗民の衝突を記録した史料を取り上げ、不法旗人の個人的行爲と八旗の集團的行爲を區別せずに、駐防八旗と地方社會との衝突や對立を誇張して述べている。また、滿文史料に對する重視が充分でなく、これを解讀できる研究者も少ない。乾隆朝以前の八旗駐防將領と朝廷の間を往來する文書の多くは滿文で書かれるが、漢文『八旗通志』のような一般に參照される漢文文獻の中には収録されないことが多い。旗民關係を全面的に明らかにするためには、これらの情報が大量に残る滿文檔案の參照が不可欠であると考えられる。

日本の學界における駐防八旗の研究成果も少なくない。北山康夫（1950）は『東華錄』『八旗通志』『光緒大清會典』『駐粵八旗志』といった漢文史料を用い、駐防八旗の性質、戶籍（回旗制度）、役割、任務等に關する論述を行った。清朝は滿洲人を中心としつつ、漢人や蒙古人の力を統合して建てられた各民族合作の大帝國であるとされ、駐防八旗は綠營を監視するという使命を擔った、統治の重要な道具であったとする。こうした見解は以後踏襲されてゆく。日本の研究者は、滿文檔案を重視し翻譯を行って利用するなど、民族史（滿蒙史）との繋がりが深く、長らく清初史や滿蒙地區を中心に研究成果をあげてき

(7) 王剛（2013）には蘇州駐防八旗について詳細な説明がある。

た⁽⁸⁾。しかし、内地の駐防八旗はあまり注目されていない。

現在、滿漢合璧碑、滿文檔案原檔、漢文檔案などの一次史料を主として用い、朝廷（八旗）と地方社會雙方の視點から江南地方の駐防八旗と地方社會の關係を具體的に掘り下げた研究はない。本稿はケース・スタディとして、江寧の駐防八旗を取り上げる。江寧（現南京）は西安と並んで、駐防八旗の数は最多（康熙二十二年 5046 兵丁⁽⁹⁾、乾隆期 5700 兵丁⁽¹⁰⁾）であり、江寧將軍や兩江總督の治所でもある。

杭州や廣州等の駐防八旗と異なり、駐防志がないこともあってこれに言及するものは少ないが、その中では許富翔（2008）（2011）、王剛（2014）が注目される。許富翔（2008）は漢文史料を利用し、主に制度史の角度から清初における江寧滿城の空間構造、江寧駐防八旗の營制、財政、エスニック・アイデンティティ、衰退などについて論述し、江寧滿城と八旗營制の歴史的變遷をあとづけることにある程度成功しているが、駐防八旗衰退の原因と旗・民關係等に對する論述には少なからぬ問題が存在する。例えば、太平天國軍と辛亥革命軍が江寧八旗を虐殺した原因を「清朝の入關以來一貫して續いてきた民族衝突」に歸している（201 頁）が、そうした民族衝突があったのかは疑わしい。また、旗民關係を論述する際の「衝突から融合へ」（107 頁）というモデルは定氏と同様、従來からの「華夷史觀」と「民族大家庭」を強調する現状の雙方の影響を被っている。このような研究モデルでは、史料の解讀にバイアスが生じ、實態を的確にとらえることはできないだろう。

許富翔（2011）は許富翔（2008）の枠組みは維持したままで、汪利平（2007）の觀點を取り入れている。この論文にはいくつかの問題點があるが、最も大きなものは「衝突から融合へ」というモデルを適用した史料が論文の結論と直接の關係があるとは言い難いことである。許富翔（2011）の第二部分のタイトル

(8) 例えば、鴛淵一（1938）、江夏由樹（1980）、堀地明（1993）、柳澤明（1993）（2011）、楠木賢道（1995）、角谷祐一（2008）等。

(9) 『八旗通志初集』卷 28「兵制志三」東北師範大學出版社、1985 年、第 538 頁。

(10) 乾隆『江南通志』卷 93「武備志」、『景印文淵閣四庫全書』臺灣商務印書館、1986 年、第 509 冊 564-565 頁。

は「旗廝惡棍，魚肉鄉民——清前期旗、民的社會與經濟衝突」であり，朝廷は「旗・民分治」政策を実施したが，江寧滿城は旗人と民との接觸を遮斷せず，旗人と民人の法律・社會經濟的地位の違いにより旗・民に深刻な社會的衝突が発生したと考え，旗民の衝突を證明する史料を擧げている⁽¹¹⁾。しかし，結論では一轉して，江寧の旗民衝突事件は杭州より少なく，江寧の旗民問題はそれほど緊張したものではなかったとする。旗民分治の二元政策が取られていたことにより，旗人が地元の民衆にあまり影響を及ぼさなかったとするのである。

王剛(2014)⁽¹²⁾は清前中期の江南の軍事體制について論じ，第六章「江南駐軍與地方社會之關係」では江寧，京口，蘇州の三箇所の駐防八旗について考察を加えた。他の研究に比べて滿文檔案の重要性に注目し，中國第一歷史檔案館所藏の乾隆朝以降の檔案十數點を利用している。清初に八旗軍は征服者として江寧，鎮江に進駐し，城内外の多くの土地を強引に奪って都市の従來の構造を變え，旗民の大きな龜裂を生んだが(185頁)，三藩の亂鎮壓後は，軍民間の緊張は緩和された(157頁)とする。やはり「前期の衝突から後期の融合へ」という論述パターンである。また，八旗・綠營をともに取り上げるが，旗民關係と綠營・民人關係の共通點，相違點には全く觸れられていない。

また，江南全體が研究對象となっているが，江寧，鎮江，蘇州の三つの地域それぞれの事情は勘案されていない。鎮江では順治十六年に城内に旗營を設立したため，激しい旗民衝突を引き起こしたとするが，八旗はそれ以前には鎮江城外に駐屯しており，順治十六年に城内に進駐したのは，鎮江が鄭成功軍に投降したことに對する懲罰である可能性が高い。また，氏は三つの駐防八旗が滿城建設時に土地を占據したことを強調するが，許富翔(2011)は，江寧滿城が明代の皇城を基礎として建設されたため，民との接觸が少なく，旗民の對立は杭州などの駐屯地より少ないことに注目している。

許・王兩氏の研究は江寧駐防八旗を取り上げたものとして價值を有するが，

(11) 後述の王剛(2014)もこれらを使用している。

(12) 王剛(2014)と夏維中等(2014)の第七章第四節(王剛執筆)の内容はほぼ同様である。

史料の読み解き方・視點のいずれにおいても不十分と言わざるを得ない。上述のような「華夷史觀」に基づく旗民衝突・對立の研究モデルや史料では、順治・康熙時代の江寧八旗が數回にわたり弘光政權、鄭成功など明朝殘存勢力や三藩の亂を平定するうえで大きな役割を果たし、江南統治の安定に寄與した理由を説明できない。このような研究モデルが通用している原因の一つは、戦時の活躍を別にして、平時に駐防八旗が秩序維持に貢獻したことを記す史料が非常に限られていることにある。本稿は今まで知られていなかった、慧居寺（現在の隆昌寺）所有の滿漢合璧『永禁找贖雜差碑』⁽¹³⁾を中心とした滿文・漢文檔案等の諸一次史料を用い、順治・康熙時代における江寧駐防八旗と地方社會との關係の實態をあとづけるものである。特に清朝の統治・秩序構築に八旗が果たした役割について論じ、従來の「旗民衝突・對立」という觀點について再考を行う。

第一章 慧居寺と滿漢合璧碑の翻譯

慧居寺は「律宗の第一名山」と尊稱され、現在の鎮江市句容縣寶華山隆昌寺である。清代には江寧府の管下にあり、江寧府治から60里ほどの距離に位置する。寶華山の原名は花山または華山⁽¹⁴⁾であったが、南朝梁の時代の僧である寶誌の道場として傳わったため、のちに寶華山と呼ばれるようになった。明の萬曆年間に妙峰禪師が觀音像を安置し、更に救命により銅製の佛殿を建てたことから「聖化隆昌寺」と命名され、「慧居寺」の名と扁額は康熙四十二年

(13) 碑文は統治權力の志向するところを可視化したものとして、官僚機構内部に流通する檔案類とは別の史料적價値を有するものである。この碑文は、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』に収録される大量の滿漢合璧石碑・墓誌が基本的には墓主の職務經歷を大まかに記載しているだけであるのに對し、内容が非常に豊富であり、管見の限り類似の滿漢合璧碑は發見されていない。駐防將軍と副都統が建立を許可したこの碑は、慧居寺の歴史を明らかにし、清代前期の江寧八旗と地方社會の關係を研究する上で重要な一次史料である。この慧居寺のエピソードも、駐防八旗の社會一般に對する態度の一例であると言える。

(14) 乾隆『江南通志』卷43「輿地志・寺觀一」。

(1703), 康熙帝南巡の際に與えられた⁽¹⁵⁾。康熙帝は四十四年にも訪問しようとしたが天候不良で中止になった⁽¹⁶⁾。四十六年の來訪時には、御書の扁額「蓮界雲香」「精持梵戒」、金字心經一卷、淵鑑齋法帖一部、御書の金扇一柄が下賜された⁽¹⁷⁾。

現在、滿漢文合璧「寶華山奉將軍都統鄂吳申大老爺永禁找贖雜差碑」は寺の正門に入って右手のところに置かれたガラス棚の中に保管されている。筆者が實測したところ、高さ約 173 cm, 幅約 68 cm であった⁽¹⁸⁾。康熙五十五年(1716)五月三日に當時の江寧將軍鄂克遜、江寧左右翼副都統吳納哈、申保の命を受けて建立したものである。この石碑は順治・康熙兩朝における江寧八旗の社會一般の秩序安寧を圖るための活動、及び律宗寶華派慧居寺の發展を研究する上で非常に貴重な史料である。滿文は左から右へ、漢文は右から左へそれぞれ縦書きで 11 行分書かれている。漢文の部分は乾隆年間の劉名芳編『寶華山志』卷 8 所收「寶華山奉將軍都統永禁找贖雜差碑」とほぼ一致する⁽¹⁹⁾。滿文部分は損傷がひどく解讀が困難であり、他の文獻にも内容が記載されていない(附録の寫眞を参照)。以下、滿文で解讀できた部分の復元案とその逐語譯、それに對應する漢文部分を示す⁽²⁰⁾。

(15) 劉名芳『寶華山志』卷 6「奉旨重修寶華山慧居寺碑記」、『中國名山勝跡志叢刊』文海出版社、1971 年、第 34 冊 245-246 頁。

(16) 劉名芳『寶華山志』卷首「御制」、第 1-2 頁。

(17) 『寶華山志』よりも前に編纂された乾隆『江南通志』にも『寶華山志』同様の記事が見られる。卷 43「輿地志・寺觀一」。

(18) 『句容文史資料』には幅 168 cm と記録されているが、誤りである。句容縣政協文史資料研究委員會編『句容文史資料』1991 年、第 9 輯 174 頁。

(19) 『寶華山志』には漢文部分しか収録されていないし、滿文部分があることにも觸れない。したがって、『山志』の記述を読む限り、碑文の告示が漢文を理解する者にしか向けられていないように見えてしまうことになる。しかし、本碑が漢文の讀めない駐防旗人にも向けられたものであることが重要である。従來の研究では、こうした滿漢合璧碑のメッセージの持つ意味に氣づかず、本碑に注目していない。

(20) 漢文の「倚強找價、或依勢勒贖盜賣」に該當する部分の滿文は缺損が激しく解讀が困難であるため、漢文を参照した。

(碑額) 寶華山奉將⁽²¹⁾軍都統鄂吳申⁽²²⁾大老爺永禁找⁽²³⁾贖雜差碑
 (滿文碑文轉寫と日本語逐語譯⁽²⁴⁾)

giyangning ni jergi babe tuwakiyara jiyanggiy(ūn) (bi)he⁽²⁵⁾ i(la)ci
 江 寧 の など 處 見張る 將軍 元 , 第三
 je(r)gi no(nggiha) ■ meiren i ja(nggin) ■ ■ bai (rengge)
 等 加えた ■副都統 ■ ■ 求めるもの
 ke(si) (i)sib(u)m(e) co(oha) (i)rgen be faful(a)ra bi(t)he be wehe
 恩 施して 軍 民 を 禁じる 書 を 石
 de folobufi (y)ab(u)bume ■ i ju(k)ten be yen(de)bure be baire
 に 刻ませて 實行させて■の 祭祀 を 盛んにする を 求める
 jalin hūw(a) šan (a)lin i hūi / gi(o)i sy i (hūwa)šan ši yong ni
 の 爲 華 山 山 の 慧/居 寺 の 和 尙 實 球 の
 (ali)buha (bi)teh(e) de hū(wa) šan a(li)n (sereng)ge liang gurun i
 呈上 文 に 華 山 山 ここから 梁 國 の
 (jy) (gu)ng dzuši ci fu(k)jin neime der(i)bufi tetele i(si)njaha fe
 誌 公 祖師 から 創始された 起こり 今 到來した 古い
 m(i)yoo doro ■ (e)r(i)nde (h)iy(an) i hūda be isabu(m)e acabufi
 廟 道 ■ 時に 香 の 金 を 積み集めて 合わせて

(21) 「將」の異體字であり、『山志』では「將」である。

(22) 「吳・申」の二字は碑額・碑文では、左右に並記される形となっている。

(23) 「找」の字は、『寶華山志』では「找」と書かれている。

(24) 本稿における滿洲語のローマ字轉寫寫は Möllendorff に従う。承志 (2009) の滿文文書の轉寫凡例に基づき、「■」は原文書の判讀不能部分,「/」は改行を示す。「[]」は單語全體が讀み取れず漢文のみを根據に復元したもの,「()」は一部が讀み取れるため滿文及び漢文を参照し復元したものを示す。「//」は原文書の改頁を示す。「*」は原文書の半字擡頭。「**」は原文書の一擡頭。「。」は原文の一點,「..」は原文の二點を示す。

(25) bihe: 「元(もと)」の意。「元の江寧將軍」ということである。「bihe」の用法については河内良弘 (2014) を参照。

ge(ren)/ hūwa(šan) se be u(jire)ci tul(giyen) (f)u(n)ce(h)e
 衆 / 和尚 らを養ったところ以外 餘った
 heni heni (de) ali(n) (u)s(in) jubk(i) omo i (je)rgi he(the) (be)
 少しで山田畑洲池の等産業を
 udafu fuci(hi) be ju(kte)me hūw(a)šan se be ujimbi elhe taifin i
 買って佛を祭祀して和尚ら を養う康熙の
 juw(a)n na(da)ci aniya nenehe (bu)je(ngši) /ding šang yuwan
 十七番目 年 前任 布政使 / 丁 上 元
 h(iyan) žui r(ūn) hiyan de bit(he) ya(bubufi) hū(wa) šan alin i
 縣 句 容 縣 に書 (を)送らせて 華 山 山 の
 ei(ten) [hethe] de [damu] [jingkini] (u)sin [hahai] cīyanliyang⁽²⁶⁾
 全て 産業 に 僅かに 正式に 田畑 男子の 錢糧
 (tu)cifi juw(e)re j(e)ku [obureci] tulgiy(en) [yaya] bargiya(r)a a(l)ban
 出て 漕 糧 とする ほか 凡ての 納める 賦課
 be (g)em(u) /■(gu)w(ebuh)e be w(e)he (de) fo(lo)fi šan (men)
 を 全て /■ 免じた 我々 石 に 刻んで 山 門
 d(ukai) j(ule)ri ilibuha ■(hū)waš(an)sa (en)tehe(m)e b(a)haf(i)
 内の 先に 建てた ■ 和 尙 ら 永遠 得て
 kes(i) be (a)lime ■■■ booci tuc(i)ke niy(a)l(m)a s(e)rengge ■
 恩 を 受けて ■■■ 家から 出た 人 というもの■
 (d)uka be d(a)hame niyalmai gūnin emu/(a)dali a(kū) [hūwašan]
 門 我々 付き随いて 人の 心 同じ/ ではない 和尚

(26) usin hahai cīyanliyang : 即ち漢文の「地丁錢糧」である。『公文成語』には同じく「usin hahai cīyanliyang」と書かれ、『摺奏成語』には「usin i hahai cīyanliyang」と書かれる。また「usin hahai caliyan」という用例もあるが、いずれも正しい表記である。『公文成語』と『摺奏成語』は、『清語摘抄』（光緒年間に成書）に収録されている滿洲語漢語辭典である。清代のみならず現在でも滿洲語學習者が使う工具書である。『公文成語』、『摺奏成語』及び『清語摘抄』については春花(2008)に詳しい紹介がある。

(a)n i ni(yalmai) (e)mgi sirendufi in(c)i (e)t(enggi) de (er)t(uf)i
 俗 の 人 の と 共 に 結託して 陰より 威力 を 恃みとして
 hū(fan) ■ se ■ ■ de ■ seme ■ ■ ■ ■ ■ baita bisire be
 群れ ■ 等 ■ ■ に ■ と ■ ■ ■ ■ ■ 事件 があるの を
 boljoc(i) (o)jorakū (se)me (dzu)ngdu / (am)ba (loo)y(e) de
 豫想することができない と 總 督 / 大 老爺 に
 ■ ■ baire ■ (n)enehe bi(ya)d(e) dzungdu amban [loo]ye kesi
 ■ ■ 求める ■ 前 月 總督 大 老爺 恩
 isibu(fi) h(ū)w(ašan) ■ be el(h)e [baha] sem(e) we(h)e de folobufi
 施して 和 尙 ■ 我々安泰 (を) 得た と 石 に 刻んで
 (ente)hem(e) fafu(laha)b(i) (erec)i (ama)si osho(n) be guwanggun
 永遠に 禁じた これから 後 悪虐 を 光棍
 s(a) hanci ■ ■ be / ■ še(r)ir(a) ■ ■ ■ de si(rendu)f(i) jalin
 ら 近い ■ ■ を / ■ 脅迫する ■ ■ ■ に 結託して の 爲に
 ■ ■ joli(f)i ■ ■ seme ■ ■ ■ bisire be i(n)u
 ■ ■ 質を出して ■ ■ と ■ ■ ■ あることも また
 bo(ljo)ci ojarahū u(t)tu ofi bai(re)ngge [neneme] donji(bur)e
 豫想することはできない この 故に 求めるもの 先に 聞かせる
 onggolo kesi isibume co(oha) (ir)ge(n) be / faful(a)ra ■ bithe ■
 前に 恩 施して 軍 民 を / 禁じる ■ 書(を) ■
 ■ ■ ■ de isiburakū obur(e)o sehebi ■
 ■ ■ ■ に 贈與してない(ので) してもらえないか と云ったのだ ■
 be ■ er(e)ci (a)m(a)si ai(ka)bade b(a) na i guwanggun⁽⁷⁾ sa gūsai
 を ■ これから 後 若しも 地元 の 光棍 ら 旗の
 urse de (si)rendufi h(ū)wašan (a)lin i udaha usin ■ be ■ ertufi
 人 と 結託して 華 山 山 の 買った田畑 ■ を ■ 恃みとして

(7) ba na i guwanggun : 即ち漢文の「地棍」である。

権の大官たちが南京洪武門より豫王多鐸の率いる清軍を招き入れ、八旗による南京駐防が始まっていた³⁷⁾。順治三年四月二十二日に巴山らに下された滿文の敕旨（漢文は現存せず）には、江寧八旗の駐屯地における役割について説明がなされている。この敕旨は清朝前期の江寧八旗、ひいては全國の駐防八旗と駐屯地社會の基本的な關係を概括し、「守土安民」の任務、八旗と地方官府それぞれの管轄及び相互協力の關係を詳細に説明している。その内容は以下の通りである。

orin juwe de./**hūwangdi hese. basan de wasimbuha..sinde manju cooha be uheri kadalara amba janggin i ejehen doron bufi../giyang nan i babe tuwakiyame. giyang ning fu de tebuhe giyang mederi de hanci ba dergi julergi/ oyonggo jugūn toktobuhaci ebsi..hūlha holo ududu jergi dekdefi niyalmai mujilen gemu/ kenehunjeme gelendume ofi toktobume tuwakiyakini seme sindaha..si saikan hafasa be ilgama baitala../ cooha niyalama be urebu..agūra hajun be dasata..fafun kooli be getuken selgiye.. cuwan weihu be dagilafi muke de afara be tacibu..yaya orho jeku menggun ciyanliyang be.dutang.dooli sei emgi hebdefi salame/bu.coohai niyalma be ciralame fafulafi.oron de ertufi balai durime cuwangname ume yabubure.. orho/ (ha) dure.morin sindara anagan de irgen i usin be ume fehutere. urunakū cooha irgen be emu adali elhe//ba na be ume yobubure.aikabade hūlhan dekdeci beye uthai hafan cooha be gaifi..wame geterembu/ume badarambure..yaya hafan cooha be takūrara.dosire bederere babe dorgi yamun i jiyūn men.dutang./dooli sei emgi uhei hebdeme gisureme toktobufi yabubu..murime beyei gūnin be uru arafi.amba baita be/ume sartabure.

37) 江寧駐防の統帥・營制・士兵數の變化については『八旗通志』、乾隆『大清會典則例』、嘉慶『大清會典則例』、乾隆『江南通志』、嘉慶『新修江寧府志』などに記載されている。その中で嘉慶『江寧府志』は、大營制の變化について最も詳しい。嘉慶『新修江寧府志』卷17「武備」、『金陵全書』甲編方志類府志、南京出版社、2011年、第19冊601-603頁。

coohai hafansa bata de nikenefi bedercere.sain niyalma be wafi gung obure.
 ucuri be/tuwafi durime cuwangname yabure ofi.dusya.šeobei ci fusihūn
 uthai coohai fafun i gama.fujiyang./sanjiyang ci fusihūn gemu sini gisun be
 tuwame yabukini..ujen weile amba baita oci.ebšeme wesimbufi/**hese i
 tokto bure be aliya..ejehe de arame wajihakū baita..coohai oyonggo hahi
 baita oci gemu jiyūn men i/emgi hebde me acara be tuwame gisureme
 tokto bufi yabubu.. jai irgen i yaya baita gemu meni meni bai
 hafasa//kadalambi.. si ume dara..urunakū tondo be akūbume fašša..
 erdemu be selgiyeme horon be algimbu../hūlaha be geterembufi irgen be
 elhe obu..tuttu oci tušan be mutehe kai..unenggi amba gung/ilibuci..dabali
 kesi isibumbi.. aikabade dosi oshon.cooha be cihai sindafi.hūlaha be/
 oihorilaci.gurun i fafun bi..ainaha seme guweburkū⁽³⁸⁾ ginggule../⁽³⁹⁾

22日に、皇帝の旨を巴山に下した。汝に満洲兵を總管する大章京の詔敕・官印を與え、江南の處を鎮守し江寧府に駐在せよ。江海に近い地方と東南要路を平定してから、盜賊が度々出現し、人民の心はみな疑い一齊に恐懼しているので、汝にこの鎮守の（官を）授ける。汝はよい官員らを區別して任用し、兵士を訓練し、武器を繕い、法律例規を明白に布告し、帆船と丸木舟を準備し、水戦を教習せよ。諸々の草・穀物・銀・錢糧を都堂・道員らと共に相談し分配して與えよ。軍民に嚴重に法令を出し、威勢を恃んで妄りに掠奪に行かせるべからず。草刈り、放牧、牧馬を口實に民の畑を一齊に踏むべからず。必ず軍民を一様に安らかにせよ。地方を苦勞させるべからず。もし盜賊が叛反すれば、自らただちに官兵を率い、皆殺しにし、被害を廣げるべからず。全ての官兵を派遣・進退することを軍門、都堂、道員らと共に合議して決定し實行せよ。強情を張り自分の意が正しいかのように振る舞い、重要な事柄を遅らせ惑わせるべからず。武官らが敵に臨

(38) 原文では「guweburkū」であり、「guweburakū」ではない。前者は誤りではなく、この時代の満洲語表記の不統一によるもので、しばしば見られる。

(39) 『内國史院檔』，順治三年四月二十二日。

んで縮退し、良人を殺して功績を得、機會に乗じて劫奪すれば、都司・守備以下は即ちに軍法で處置せよ。副將・參將以下は汝の意見によって處罰せよ。重罪大事であれば、急ぎ上奏して旨で定められるのを待て。敕旨に述べられないことや軍の緊要なことがあれば、全て軍門と相談して適宜に定めて實行せよ。また、民の凡ての事務は全て地方の各官員らが管轄する。汝が配慮するには及ばない。必ず忠義を盡くして奮い勉め、徳を布告して威勢を宣傳し、盜賊を全滅させて民を安泰にさせよ。このようにすれば、職務を能くしたことになる。まこと大きな功績を立てれば、格別の恩恵を施す。若しも内に悪虐し、軍を放任し、盜賊を忽せにすれば、國の法律と朕は必ず恕さない。恭々しくせよ。

このように中央政府は江寧八旗が地方社會の安寧を亂すことを禁じたが、實情は如何なるものであったのか。ここで同年の九月十三日の江南總督内院大學士洪承疇の奏摺と、時の隆昌寺方丈である第二代律師釋讀體（號は見月、1601-1679）の自傳『一夢漫言』（以下『一夢』）をとりあげる⁽⁴⁰⁾。これらを見ることで、政府側と寺側のそれぞれに、當時の旗・民關係がどのように映ったかを確認したい。洪承疇の奏摺の内容は以下の通りである。

江南は歸順して一年餘りですが、人心は未だ定まりません。僞瑞昌王朱誼

(40) 本書は康熙十三年（1674）に執筆が始まった。上下二巻に分かれ、上巻には著者の身の上、及び出身地の雲南楚雄府から四川・湖廣・江西・南京等を行脚した経緯が記されている。下巻には著者が崇禎十一年（1638）正月から順治十二年（1655）まで寶華山で修行した際の様々な経験が記されており、特に彼の師匠である初代住職釋寂光（1579-1645、字は三昧）と崇禎・弘光政權の往來や讀體自身の清政權との接觸、隆昌寺の僧人間の権力争いについて記されている。『寶華山志』『新續高僧傳』等の釋讀體に關する記載の主な出典でもある。現在は光緒五年華山律堂刻本と1934年の李叔同（弘一法師）の點校本（後者は前者を底本としている）、李叔同本を底本とした青島湛山寺、福建莆田翻印本などの版本が世に傳わっている。これまで歴史學の角度からこの史料を利用した研究は管見の限りでは存在しない。

澁⁽⁴¹⁾と偽總兵官朱君召の奸悪は異常で、いたるところで號令して、共に叛亂を圖っています。今年正月十九日密かに江寧を占領しようとたくらみ、内外呼應しました。私は操江總督陳錦⁽⁴²⁾らと事前にこれを察知し、滿漢官兵を合わせて力を奮って掃討させ、たちまちにして鎮定しました。しかし、大逆朱誼澁と朱君召は捕まらず、禍根は絶たれておらず、私達は日々内外に警戒を怠っていません。…しきりに搜剿を督責していますが、地方は未だ寧靜を得ません。今年の八月初頭、江寧省城から四五十里離れた花山龍潭の民人が操江總督衙門に、「本處の群賊が全て偽瑞昌王の呼びかけに應えて血を敵り盟約を結び、省城の朝陽門外・滄波門・孝陵衛等に相變わらず土賊が集まり、かつひそかに江北に渡って先に兵を擧げると公言している」と密告して参りました。操江總督陳錦はただちに私や提督滿漢官兵巴山・張大猷、戸部侍郎廐童⁽⁴³⁾・馬鳴佩と相談して出兵しました。…操江總督陳錦と巴山・廐童などは自ら滿漢官兵を率いて本月十一日に花山空心寺⁽⁴⁴⁾に驅けつけました。龍潭一帶は鎮江の丹陽と境を接し、江寧から數十里離れています。見たところ、村落が集まっていて、良民と本物の賊の見分けがつかず、もし兵の掃討にまかせれば、必ず良民もろとも殺してしまう恐れがあるので、策を講じて村を圍み、各郷民に本物の賊を縛り献上せよと曉諭しました。郷民は軍の威光に力を得て、本村の有名な本物の賊を献上しました。又、本物の賊の情報が報告されたので、官兵を率いて指名

(41) 楊海英（1996）の考證によれば、この人物の名は「朱議泂」とすべきである。

(42) (?-1652)、字は天章、漢軍正藍旗人。當時操江總督で、後に閩浙總督となった。『欽定八旗通志』卷229「人物志」。

(43) 滿文『八旗通志初集』によれば、彼の名は滿洲語で「oton」(?-1676)、滿洲鑲白旗、當時の江寧八旗協領である。卷91「世職表九」。漢文『欽定八旗通志』では「鄂屯」と書かれるが、多くの檔案においては一般に「廐童」「廐童」と書かれる。卷167「人物志」。中央研究院歷史語言研究所藏『內閣大庫檔案』順治三年十月二十二日、008270-001。順治四年一月二十日、086891-001。順治四年十二月二十二日、108103-001。

(44) 歴代の『句容縣志』に「空心寺」は見られない。ここは洪承疇の誤りであり「隆昌寺」とすべきである。

逮捕しました。出兵してから十数日で、合わせて賊四百名餘りを殺しました。逐一審査したところ、誠に本物の賊であり、濫殺はありません⁽⁴⁵⁾。

一方、『一夢』は次のように記載している。

順治三年春、旗兵が馬を放って麥を食わせていたが、郷民はそれを知らずに馬を収めた。將軍巴公（巴山）は兵に郷民を叛賊として逮捕することを命じ、大半が死罪となり、妻子と田産は全て没収された。逃亡した者は家があっても歸れず、各地に散った。その中から指導者が出てきて、結託して群れを成し、「借餉起義」を名目としたが、實際は良民を侵害した。…五月二十日の未明、土賊の頭張秀峰が百人餘りを率いて外にいた。山門が開くと、彼らはどっとなだれ込み、「この寺の樓房は頗る多く、かまどは甚だ大きいので、數日借り住まいしたい」と私に言った。…私は再三斷った。（張秀峰は）「ひとまず和尚の言う通り、外にしよう」と言った。思いがけなかったことに、房僧克修の兄が賊の中にいて、しかも賊の頭であり、兄弟の間に行き來があった。…（私は）次の日の晝、齋を設けて賊首十人を招いた。…晝になると約束通り來た。…私が「皆さんが今日擧兵されたのは、妻子や親戚を奪い取られ、家産田地を没収されたからであり、また明朝の子民としてこうした仕打ちを受けるわけにはいかないので、やむを得ずなされたことです」と言うと、彼らは皆涙を流し、「師は全てをご存じです」と言った。…彼らは寺から出て、果たして五更時に撤収した。私は夜明けに官兵がすぐにやってくるのに備えて、急ぎ僧人の責任者たちに命じて、各々灯籠を執ってあちこちを巡視し、炊事の残りの柴炭があれば、盡く掃除させた。…夜が明けようとした時、鎮江都統馬公⁽⁴⁶⁾が兵を率いて山に到着して、馬に乗ったまま寺内に入り、「調べたところ土賊はここに

(45) 中央研究院歴史語言研究所編『明清史料』、商務印書館、1930年、甲編第2冊170頁。

(46) 鎮江總兵の馬得功はもと明朝の總兵であった。順治三年九月、瑞昌王を捕らえ殺害した。『清史稿』卷248、中華書局、2001年、9662-9664頁。

八日間住んでいた。なぜ彼らが留まるのを許して報告しなかったのか」と言った。私は「何日も住んだなら、炊事の残りの柴炭や屠殺した動物の毛や羽、食べ残しの骨があるはずです。人を遣して方々を調べてみてください」と言った。四方に派遣された兵は「痕跡なし」と報告した。彼は銀五兩を喜捨して去った。…六月初に、土賊が大いに起こって、全て華山に上がり、上園の静室、龍窩の静室、黄花洞の静室、煉性巖の静室、橋亭、厨後の静室に住んだ。この六處は皆寺の敷地内にある。彼らは、或いは一筆入れて頭を下げて物を借り、或いは勢いにまかせて人を派遣して物を強要したが、私だけはこの要求を退けた。彼らは（清朝の）兵が来ると聞けば先に四散し、兵が離れたと知れば再び集まった。私はこんなことでは必ず大害があると推測して、僧人たちを率いて静室をすべて取り壊した。…八月初には少し沈静化したので、寺の事務を監院頓悟に託して方丈樓で佛を拜んだ。十二日に窗を開けて外を見ると、中年の男が、古い青衣を上に着て、下に着ている紅衣をのぞかせ、廊下を往來してあたりを見回している。私はすぐ樓上より降りて頓悟に「これは平民に偽装した兵士で、寺に偵察に来た者だから、絶対に留めてはならない」と言った。頓悟は巡照にひそかに「苦しんでいる者を收容して中秋を過ぎたとしても、慈悲を行わない理由があるか」と言った。私がそれを知って巡照を呼び責めると、件の男はそれを仰ぎ見ていた。しばらくして、土賊百人餘りが竹竿を持って武器として、軒先に立てた。頓悟はこれを見て怖がった。（頓悟は）宦官であって⁽⁴⁷⁾、平素から裕福と評判だった。彼は餉を強要されることを恐れていたので、好意を装い、飯を炊いて食べさせて、賊の機嫌を取ろうとしたのである。私がそれを知って樓から降りると、土賊はすべて齋堂に坐り、食器はすでに設けられていて、止められそうになかった。頓悟に「大衆百人餘りの命と千年續いた寺は、全てお前がごちそうしたために失われよう。

(47) 當時、隆昌寺には頓悟（俗姓孫）、頓修（俗姓劉）、頓證（俗姓張）という三人のもと宦官がいた。彼らは豫王多鐸が南京に入った際に隆昌寺に亡命してきた。釋讀體著・弘一法師點校『一夢漫言』卷下、世界書局、1937年、41頁。

今後何かあれば、お前の責任で、私は関係ない」と言った。紅衣をのぞかせていた男は、微笑して去った。將軍巴公・廩公は操江陳公とともに兵を率いて城を出て、土賊を掃討して、東謝山の頂に駐營した。その時點で、笑った男が果たして偵察兵だったことが分かった。十三日の眞夜中に、清兵百騎は山に上がって寺を圍んだ。

翌日、清兵は寺に入り、指揮官は寺中にいる者をすべて召喚した。

兵の中で密かに土賊一人を縛って仲間かどうかを見分けさせた。縛られた者は一晝夜経て錯亂状態にあり、言葉を發することができず、ただでたために頷いた。そこで、職人一人を引き出すと頷き、十六人を土賊と認めた。…また、他の六人を縄で首をつないで共に營中に連れて行った。

その後、讀體も大營に拉致された。

無数の土賊が裸體で縛られて、千人餘りの郷民が啼哭して天に叫んでいるのを見た。…兵が「長老達はすべて本當のことを話すべきだ。もし本當のことを言わないなら、この十六人と一様に殺す」と言った。そう言い終わったとたん音が聞こえ、十六人は全て殺された。他の六人は死を免れたが、殺された者の血は僧衣に飛び散った。…頓悟だけ呼び出されて、拷問により苦しめられ、私がこの寺の方丈であると供述した。兵が派遣されて私を呼んだ。…操江陳公は「土賊が華山に久しくいたのに、なぜ急ぎ報告して來ず、勝手にかくまったのか」と言った。私は「華山は高いですが、頂には他山への通路があります。もし土賊が前山から後山へ行ったら、前面の人は「賊は華山にいる」と思い、後山から前山に行ったら、後面の人は「賊は華山にいる」と思うでしょう。もし賊がいると報告して實際にしなければ、逆に自分に罪があることになります。かくまって報告しなかったではありません。今、華山は目の前にあります。大老爺よ、御覽ください」と言った。操江公が振り返って仰ぎ見ると、果たして山をよぎる大

路があり、「しばらくは追究しない」と言った。また「孫太監は明朝の宦官でありひそかに土賊を養い、心に叛逆の思いを抱いている。汝は必ず内情を知っているだろう」と聞くので、私は「孫太監は崇禎十七年に山に来て出家し、今監院となって半年足らずです。彼が官を捨て修行していたのは知っていますが、彼の心の善悪は密事であって私にはわかりません」と答えた。操江公は「密事であれば、汝が知らないのは仕方がない。下がれ」と言った。…上ではまた頓悟を拷問し、土賊に食事をさせたことを認めさせようとした。…また私を呼んで尋ねた。…操江公が「汝の寺の中では十二日に土賊に東瓜飯を與えた。偵察に探らせたので、隠しごまかすことができようか」と言った。…私が「老爺は例年の食事のことを聞いておられるのか、それともただ先日の十二日の食事のことを聞いておられるのか。」と言うと、陳公は「例年の食事とは何か」と尋ねた。私は「この周邊百里の村郷は全て華山といい、寺中の僧侶は多いので、毎年夏と秋の收穫時には必ず各村に行って麥穀を托鉢するので、村村は全て施主です。寺に来る者は人数に關係なく、俱に飲食で歡待して留めることになっています。もし歡待しなければ、翌年は穀麥が得られません。銅殿ができてから今まで毎年このとおりで、どうして今年八月十二日の一食にとどまりましょうか。彼等が寺に来た時は弓矢武器を持っていなかったのに、土賊であるかないかを見分けようがありません」と言った。操江公は巴公・厥公に滿洲語で話し終わると、通譯が私に翻譯して「大老爺三人は、あなたが正直な人であり、嘘をついていないと言っている。食事の件は追究しないから下がりなさい」と言った。上ではまた頓悟に寺産のことを審問した。彼は刑罰を受けるのを恐れて、田地山場の全てを官府に献上した。

翌日、讀體はまた陳錦の軍營に連れて行かれたが、僧を引き連れて寺に戻ることを許された。しかし、讀體は住持職をやめると言い出した。

陳公は笑って「私が住持せよと言い、僧人たちも汝を推舉しているのに、なぜ前にはやって今はしないのか」と言った。私は「…今住持しないのは、

一百餘りの僧人が捕えられたものの、幸いに大老爺三人の明察により死を免ぜられ⁽⁴⁸⁾、命拾いをしましたが、今や華山はもはや難地となってしまったからです。もし土賊が依然として山と行き來し、寺がかくまっていると告發されたら、僧人たちも今度は坐して死を待つようなことはしないでしょ。だから住持しないのです」と答えた。操江公は「後のことを心配して無理に斷わる必要はない。巴・厥老爺二人と私で共に護法する。この華山は即ち本朝の香火であり、今後兵は來ない。もし兵や餘人が寺に來て侵害したら、汝はただ書き付け一つを送って報告せよ。私がただちに逮捕して斬首する。明日（十六日）告示を與えるから寺に貼れ」と言った。私は「今命令を奉じて住持しようとしても、孫太監が寺の田地山場など財産を全て官府に献上してしまいました。あれは彼の私財ではないので、返してくださいようお願いします」と言った。操江公は喜び、全てを返した⁽⁴⁹⁾。

このように、『一夢』には慧居寺が被った賊患・兵禍の経緯が詳細に記されている。これを前掲の洪承疇の奏本と比べると、以下のような差異がある。

まず、江寧の土賊反亂の原因についてである。奏本は江寧周邊の土賊は瑞昌王等明朝の殘黨に應じたものとしている。明朝の宗藩等の殘黨と土賊の通謀は當時の檔案のなかに容易に見つけることができる。一方、『一夢』には宗藩勢力の殘黨への言及はない。土賊による反亂を八旗の統帥巴山が誘發したこととして記し、意識的に土賊の反清的色彩を薄める一方で、官兵こそが動亂の原因だとする印象を抱かせる。事實、八旗による駐防地の人民への危害の強調は、明末清初の漢人遺民史家の著作に共通する特徴である⁽⁵⁰⁾。

(48) 『新續高僧傳』卷29には、將軍たちは監院孫宦官・房頭克修ら三人を殺そうとしたが、釋讀體が「罪は寺主にあるので、他人に累を及ぼさないでいただきたい」と述べたので、將軍がますます彼を評價して、共に釋放して殺さなかった、とある。

(49) 『一夢漫言』卷下、42-50頁。

(50) 滿洲人が天下を取ったことで、漢人知識人が「華夷意識」を再び強化したためである。またこれら多くの史料は、清朝末期の反滿の風潮とその後の社會情勢に即した研究において使われた。謝國楨（2011）を参照。

次に、郷民のイメージについてである。奏本では土賊と郷民が明確に分けられており、反清は賊、順清は民である。滿漢官兵の最も重要な使命は、賊を討伐して民に安寧を與え地方秩序を回復し、王朝の統治を確立することである。そして、一部の郷民は清軍に協力し、巴山や陳錦に情報を提供した。一方、『一夢』に見られる郷民と土賊の區別は曖昧で、土賊は反亂を起こした郷民である。しかし、土賊が良民を侵害したとも述べられている。このように見ると、やはり奏本のように土賊と郷民を區別しているのが史實に近いと考えられる。また、土賊は南明の殘存勢力との結びつきが強いため八旗に敵意を持つが、一般の郷民も同様だったかは別問題である。というのも、寶華一帯の郷民にとって土賊の被害の方がより現実的な問題だったからである。

第三に、官兵が寶華山を包圍した原因と隆昌寺の反清容疑についてである。奏本では、八月初頭に寶華山の郷民からの密告により、十一日に隆昌寺に向かったという。一方、『一夢』は、十二日に監院頓悟が土賊を食事に招待したことが清軍に知られたとする。讀體は意圖的に土賊との接觸が受動的であることを強調し、それによって隆昌寺の「反清」色を薄め、同時に滿漢官兵の暴虐も強調されている。しかし、讀體が總兵馬得功に對して土賊が寺にいたことを答えようとしなかったのをみれば、寺の政治的立場は曖昧で、土賊と關係がなかったとは考えにくい。前年七月に弘光政權下の南京の文武臣僚が大報恩寺で崇禎皇帝を祭った際には、當時の隆昌寺住職寂光が祭祀をつかさどっていた⁽⁵¹⁾。

最も重要なのは、巴山らがこの寺の通賊の罪を深く追究しなかっただけでなく、土賊と癒着した僧を解放したことである。さらに、このような前朝との聯絡が緊密な寺を「本朝香火」と見なし、今後隆昌寺が再び兵禍と匪賊に直面するのを避けるために特別に護寺の告示を出し⁽⁵²⁾、同寺の田畑や山を返還して財産の安全を確保した。このことは八旗の地方安定への強い志向を示している。清朝にとっては、明の殘存勢力の軍事抵抗を鎮壓して人心を掌握して統治を固めることが最も重要な目標であり、順治朝の實録や内國史院檔案等に記

(51) 『一夢漫言』卷下、36頁。

(52) この告示の原文は残っていない。

される、政策の宣示や出征將校に交付された大量の詔書にもそれは表われている⁵³⁾。

こうしてみると、「駐防八旗と民人との衝突」という構圖には再考の必要がある。

第三章 康熙時代の状況

八旗の將領に對して、旗・民の對立を回避するように命じる中央政府の姿勢は康熙期においても變わらない。例えば、康熙二十四年（1685）には、赴任する江寧將軍博霽に對して「汝の就任後、必ず將吏を輯睦せしめ、軍・民を撫恤して同等に扱い、滿兵の百姓への擾害を放置してはならぬ」と敕諭が下されている⁵⁴⁾。おそらく、これが清朝前期の江寧における旗・民關係の基調であり、滿漢合璧碑解讀の重要な前提でもある。再び慧居寺に話を戻したい。

寶華山包圍事件後、慧居寺の僧侶は江寧將軍や督撫、更には皇帝に接近してゆく。讀體和尚の江寧官場における影響力は非常に大きく、時をおかずして江寧の「王臣長官は全て菩薩道に奉行する」ようになり、順治十七年には「内侍周天成⁵⁵⁾は護法して華山本師見月和尚に菩薩大戒の傳授を乞うた」⁵⁶⁾。

53) 例えば、『大清世祖實錄』卷19、順治二年七月癸酉條に載る「招撫南方内院大學士洪承疇への敕には「凡滿洲大兵・直省官兵各有統領，卿宜會同固山額真葉臣及督・撫・鎮等官調遣約束，其有不法擾民，在各旗旗下者，即移文咨會，依法處治，毋使困民。江南各省已經歸順者，即責成撫・按問民疾苦，興利除害，速圖善後之策。未歸順者先以文告再三曉諭，果不服從，方可加以師旅。即有攻討，亦以平安安集爲先」とある。他には、同書卷10、順治元年十月下癸酉條，卷17、順治二年六月己卯條など。

54) 『大清聖祖實錄』卷123、康熙二十四年十一月甲申條。他には、『康熙朝起居注』，中華書局，1984年，1818頁など。

55) 「内侍」とするのは誤りで、おそらく順治十五年（1558）から康熙二年（1663）まで工部右侍郎署理江寧織造に在任した周天成であると考えられる。鑲黃旗包衣（滿洲語は booi aha，家僕を意味する）である。王志強（2018）を参照。

56) 書玉『梵網經菩薩戒初津』卷7、『大藏新纂卍續藏經』，河北省佛教協會，2006年，第39冊155頁。『寶華山志』卷5「高僧・律師」，185頁。

合璧碑には康熙期の慧居寺への保護の経緯が述べられるが、碑文建立より約二週間前（四月十八日）に「寶華山奉總督部院赫大老爺永禁找贖雜差碑」（以下「赫碑」）が建てられている。現在、滿漢合璧碑と同じ場所に保存されている。高さ170cm、幅67cm、碑額・臺座の規格と紋様は滿漢合璧碑と同一で、正文は損傷が激しいが、残存部分は『寶華山志』巻8に記載される「寶華山奉總督部院永禁找贖雜差碑」と一致する（『山志』の文章は附録を参照）。總督部院赫とは赫壽のことで、滿文名は hešeo, 滿洲正黃旗人である。康熙五十一年（1712）に兩江總督に就任し、母が死去しても任務を續けるよう命じられた⁵⁷⁾。碑文は江寧府の上元・句容の兩知縣が立碑を請うた経緯を記したもので、その中に合璧碑にも登場する實球の呈文が引用されている。

山は前朝に敕建された隆昌寺で、今上陛下によって慧居寺と改名していただきました。律門の授戒・修行の場であります。代々の祖師が僧を養うための田地山場を買ってまいりました。康熙十七年に前任の江蘇布政司丁から「寺の一切の田地山場等は正項地丁銀と漕糧を納めるだけでその他の雜差は永遠に免除する」とのご指示をいただき、それを碑に記しました。それから今に至るまで三十餘年間その恩典に浴しています。三代定祖、四代松祖、五代の現任の住持方丈もまた零細な田地山場等を買ってまいりましたが、これらは上元句容二縣の所屬であるので、前碑の対象内です。しかし、今後時が経つともなつて或いは不肖の僧俗が口實を設けて回贖し、増找勒索して、常住を侵害する恐れがあります（附録の「原文」の太字部分）。

57) 滿文『八旗通志初集』巻123「直省大臣年表四」。『欽定八旗通志』巻151「人物志三十一・大臣傳十七」。『大清聖祖實錄』巻266, 康熙五十四年十一月乙卯條。興味深いのは、合璧碑に見える江寧將軍の鄂克遜が、康熙五十四年（1715）の滿文奏摺の中で、「hešeo jekui dzongdu de bisire de aha//meni emgi sadun jafaha. (赫壽が漕運總督を務めた時に我ら奴僕は共に親戚となった)」と述べていることである。『康熙朝滿文硃批奏摺』, 全宗號 508 4-92 案卷號 317。

寺の土地が三代の定庵（釋德基 1634-1700）以降も増えていったとあるが、三代の時に寶華山の寺産が脅かされた形跡がある。まず、江寧八旗の統帥である平寇將軍石華善が八旗兵丁に龍潭一帯で馬を放すことを禁じた布告を見てみたい。

今は仲春で、民間では麥を植える時期である。龍潭一帯で、旗下兵丁が馬を放牧し、畑の麥を踏みにじり、錢をゆすりとして、深く民の害となる恐れがあるので、人を派遣してたびたび密かに（違反者を）逮捕して取り調べる他、禁令を示すべきである。このために、以下のことを龍潭周邊地方の軍民人らに周知させる。「今後、もし旗下兵丁で當地において馬を放牧し、畑の麥を踏みにじり、民から錢をゆすりとする者がいれば、お前達百姓が捕らえてこの將軍の本營前に赴いて告訴することを許す。もし相手が數を待みにしているために捕らえることができなければ、即ち馬尾木牌を取って證據とせよ。もし、木牌を得られなければ、即ち兵士の所屬する旗と氏名を記し報告すれば、それを證據として捕まえる。この將軍の馬の全ては蕪湖の官廠に放牧してある。もし兵士が將軍の馬だと偽れば、捕まえて必ず容赦なく嚴罰に處する。康熙十六年二月初九日、告示六通を龍潭地方に公布する⁵⁸⁾。

寶華山への直接の言及はないが、寺は龍潭に土地を有しており、布告の対象に含まれているだろう。こうした告示に見える旗人の「牧馬害民」は、従来ともすれば「旗・民對立」の根據とされてきたが、ここにもあるように各地の駐防八旗は牧場を所有していて、それを越えた放牧を駐防將校が嚴重に取り締まっている。滿漢合璧碑の段階で不法旗人による馬の放牧に言及されていないということは、問題がすでに解決されていたことを示している。

「赫碑」と合璧碑には翌十七年のこととして、前任江蘇布政使丁が上元・句

(58) 中國第一歷史檔案館編「康熙初年平寇將軍石華善告示」『歷史檔案』1997年第2期。同様の告示が同年四月にも出ている（同上）。

容兩縣に命じ、華山の各産業は正糧を上納するだけで全ての雑差を免除し、それを立碑により保証したと述べられている。丁は丁思孔（1634-1694）で漢軍鑲黃旗出身、順治九年（1652）の進士で康熙十四年（1675）に江南布政使となっていた⁽⁵⁹⁾。讀體とは親交があり、『寶華山志』には彼の「與見和尚啓」⁽⁶⁰⁾が収録されている。彼による隆昌寺への雑差免除令は、『寶華山志』に収録される「寶華山隆昌寺蠲免雜用碑」であろう（漢文原文は附録を参照）。これは、華山の僧上源らによる正税の納入以外の雑差の免除要請に應えたものだが、裏を返せば、雑差が寺にとって重い負擔となっていたということでもある。

碑には具体的な田地と税の數量は記録されていない。また、康熙十七年以後にも田地が新たに購入されており、寺側はそれもあって新たに碑を建てることを願ったのだろう。

「赫碑」に見える「松祖」は松隱（釋眞義 1659-1708）のことで、戒律に對する造詣が深く、各地からその名聲を慕って僧侶が集まり、康熙帝の關心を引いた。康熙四十二年（1703）に慧居寺が康熙帝から扁額を賜ったことは前述したが、松隱はその當事者であった。

そして、「赫碑」と滿漢合璧碑の建立當時の住持、五代の閔緣（釋常松、1663-1718）について、『新續高僧傳』には「康熙五十二年（1713）の春、聖祖の誕生日に当たり、京城に赴き祝福した。皇帝は道場に行幸し、閔緣に褒賞を與え、日々食物・錫杖・紫色の袈裟などを賜った」と記し、歸山後は「兩江總督赫壽公と江寧將軍鄂公の重視と尊敬により、寶華山の地産のために石碑を立て禁令を公布し、永遠にのこすべしとした」⁽⁶¹⁾とある。しかし、當時は監院の實球が具体的な事務を擔當していたため、將軍衙門等に申告したのは彼であった。

實球（1675-1772）は、俗姓陳、字珍輝、安徽霍邱人で、康熙五十七年（1718）から六十一年まで住持を務めた。『寶華山志』には、主事して以來「毎

(59) 『清史稿』卷 239, 9525 頁。

(60) 『寶華山志』卷 13 「贊・考・書・啓」, 555-556 頁。

(61) 『新續高僧傳』卷 30 「清金陵寶華山隆昌寺沙門釋常松傳」, 250 頁。

する」ことを憂慮するとある。「滿城」とは本来、江寧滿城のことである。順治六年（1649）清朝は旗民紛争を避けるため、明朝皇城を基礎に江寧滿城を創建し、順治十七年（1660）に再建した。その城は「青溪の東において、太平門からもとの皇城の城壁に沿って通濟門まで、二門を開いて出入口とし」⁽⁶⁵⁾、「城壁の高さは二丈五尺五寸、周回は三千四百十二丈五尺」⁽⁶⁶⁾、清代最大の八旗駐防城である⁽⁶⁷⁾。この稟文の「滿城」とは、そこに住む旗人兵丁を指す。

實球が述べる、棍徒の旗人詐稱による弊害は順治年間にすでに見られる。順治十七年三月には江寧御史何可化が、地棍らが旗人の名義に託けて高利貸しをして民を害し、更に民の契約書を押収して民から絶え間なく搾り取り、人の産業を不法占有していると上奏している⁽⁶⁸⁾。また、江寧の地棍が不法旗人と結託して悪事を働いた事例も少なくない。例えば、順治三年（1646）江南道監察御史蘇京は「投充の名目は同じでないが、概ね無賴・遊手の類である。旗に入ると、人の田を奪い、人の收穫を奪いとった。奪われた人も憤りの餘り旗下に投充した」⁽⁶⁹⁾と上奏している。順治十五年（1658）から十七年に在任した江寧巡按御史衛貞元は「南方の民人の投充は江寧が最も多く、江寧では溧陽が最も甚だしい。そうした輩は全てが窮迫して投充したのではなく、半分は悪事をなす地棍であり、半分は罪から逃れた強盗である。…官府は彼等の悪を憚って敢えて制止せず、小民は彼等の威勢を畏れて敢えて言わない。」⁽⁷⁰⁾と上奏した。「投充」は、王剛ら先行研究では旗民の衝突の重要な根拠として強調さ

(65) 康熙『江寧府志』卷1「圖紀上・國朝省城圖考」條、『金陵全書』甲編方志類府志，南京出版社2011年，第11冊174頁。

(66) 『欽定八旗通志』卷117「營建志六」。

(67) 許富翔（2008）。

(68) 「江寧巡按何可化揭報巨惡結黨殃民請旨嚴究」順治十七年三月「江南半壁，財賦出焉。……但五方雜處，土著少而流棍多。邇來奸黨橫行，大爲民害。……竟有怙惡不悛，仍行勾害，假旗嚇詐，滾利噬人。甚至憑空押契，搶尅無休，霸人產業」『明清檔案』1986年，第36冊20561-20562頁。

(69) 『大清世祖實錄』卷25，順治三年四月辛卯條。

(70) 「南民投充，惟江寧爲多，而江寧惟溧陽最甚。顧若輩非盡艱窘而然也，半屬作奸惡棍，半屬連罪強徒。……有司憚其惡而不敢制，民畏其威而不敢言。」嘉慶『新修江寧府志』卷56藝文下「敬陳江屬疾苦疏」，701頁。

れる。

康熙二十一年から二十三年まで兩江總督の任にあった于成龍が公布した「弭盜安民條約」にも、旗下に身を投じて「護身の符」とした無頼の奸民の姿が見られる。

江南のごろつきや奸民らは往々にして江寧・京口など旗下に身を寄せて護符とすると、すぐに、休暇を取って原籍地に歸ると稱し、晝は權勢を笠に著て惡事を働き、夜は人を集めて強盜を働いた。地方官の追捕が急だとすぐに旗に逃げ戻るので追究しようがない。總じてその原因は旗人の主人が財物を貪り、事情を明らかに知りながら放任したことにある。彼等が外出するときに計略を設けて先に旗に逃牌を提出し、もし強奪して滿載して歸ってきたら、自ら主人のところに戻って來たと言ひ、逃亡を取り消した。或いは事が發覺して逮捕されたら、もう逃檔を渡したので本主と關係ないと言う。こうしたことが積み重なった擧句に投充者がやりたい放題となり、大いに民の害となった⁷¹⁾。

同じく于成龍が公布した「興利除弊條」には地棍が旗人を詐稱して、或いは地棍が不法旗人と結託して高利貸しをしていたことに觸れている。

一、旗人の名目を借りて高利で金を貸すことを嚴禁する。駐防滿兵は全て禁軍の大臣が統率して駐防しており、紀律はおのずから嚴明であり、決して旗丁を放任して金を貸し出して民を虐げることがない。しかし、地方の無籍の奸徒が旗人の勢力下に入り、或いは旗人の奴僕らと結託して、旗人

71) 「江南無頼奸民往往投靠江寧・京口等旗下爲護身之符，旋稱告假回籍，晝則倚勢行兇，夜則糾眾打劫。地方官追捕急迫，彼即仍竄歸旗，無從究詰。揆厥所由，總因旗主貪利財物，明知故縱。其出外之時裝成圈套，先遞逃牌。若劫掠滿載而歸，則曰自回投主，將逃案圈銷，或事發被獲，誘稱已遞逃檔，與本主無涉。積習相因，以致投充人等肆意橫行，深爲民害。」『于清端公政書』卷7「兩江書・弭盜安民條約」，《四庫提要著錄叢書》2011年，北京出版社，集部第289冊，264頁。

の威勢を笠に着て一緒になって悪事を働く。…⁽⁷²⁾

康熙十五年十月に前出の石華善が公布した告示にも、同様の記事が見える。

近頃聞くところによれば、悪徒が群れをなして市場の出入り口と街路で通行する民人の所持品をだまし取ったりゆすったりしているという。旗下人の集團であるのか、民人が旗下の名目を偽稱したものかは分からない。⁽⁷³⁾

しかし、これらの史料が示す順治・康熙兩朝の不法旗人や地棍による不法行爲を以て旗民の「對立・衝突」ととらえるのは單純に過ぎる。例えば、王剛は地方の棍徒が旗人と詐稱して悪事を働くという史料と、彼らが不法な旗人と結託して悪事を働くという史料を全て旗民の衝突を強調する論據とするが（王剛 2014, 157-171 頁）、それには従い難い。

まず、棍徒が旗人を詐稱して悪事を働く事件を、「旗・民對立」と擴大解釋することはできない。于成龍が「興利除弊條」では「駐防滿兵は全て八旗大臣により統率され、紀律は自然と嚴明であり、決して旗丁を放任して金を貸し出し、民を虐げることがない。」と強調するように、八旗全體と不法旗人は明確に區別されるべきである。しかし、王剛は「興利除弊條」を引用しながらもこの部分を省略している（163 頁）。これらの不法旗人は駐防旗人の家奴（旗厮）が多數を占めるが、その家奴の中にも自發的に投充した地棍があったことに注意する必要がある。また、「弭盜安民條約」には旗人が投充してきた者を利用して悪事を働く弊害が述べられているが、これも不法旗人と地方棍徒の相互利用の側面が強く、八旗が鋭く民と對立したとは言い難い。

第二に、「投充」のとらえ方についてである。直隸地區に比べて江寧駐防八旗の人数は少なく、投充の規模やそれによる社會的衝突も小さい。現存する史

(72) 「嚴禁借旗放債。駐防滿兵皆係禁旅大臣統帥戍守、紀律自是嚴明、斷無縱容旗丁盤債虐民之事。但地方無籍奸徒影射旗勢、或串同旗下家奴等、狐假虎威、狼狽作奸。」『于清端公政書』卷7「兩江書・興利除弊條約」、同上 251 頁。

(73) 註 (58) に同じ。

料を見ても、江寧地區には直隸地區のように旗人や奴僕が民を脅迫して「投充」させる現象⁽⁷⁴⁾はあまり見られない。また、朝廷や駐防八旗は「投充」行爲を放任はしてはいない。『欽定大清會典則例』卷 172「旗人買賣奴隸」には、朝廷の八旗兵丁の不法行爲に對する態度と懲罰措置が集中して記録されている⁽⁷⁵⁾。順治三年の蘇京の上奏の後、朝廷は翌年から漢人の投充を禁止し、以後も投充をめぐる禁令が再三發せられている。上掲の江寧の地方官吏が報告した「投充」も基本的にこれらの規定に従って處理されたはずである。

第三に、史料の出所が主に江寧駐防八旗將領・地方官吏による禁止令や朝廷への報告及び朝廷がこれに基づいて公布した政令に由來していることに注意すべきである。これらの史料の存在自體は、旗人の行爲の非合法性を強調しているが、同時にこれら不法旗人を取り締まる政府の姿勢を示すものでもあるから、これらの史料を通じて清代前期の江寧の旗民關係を「對立衝突」とするのには誇張があることは明らかである。

次に碑文に言及される「找價」・「勒贖」について見てみよう。岸本美緒(1997)によれば、「找價」とは、既に賣った物件について、賣り手が買い手に對して價格の足し前を要求すること、ないしその足し前のことであり、「回贖」とは、以前賣った物件を賣り手が原則として原價で買い戻すことをいう。ここで、「勒贖」となっているのは、回贖を強制するということである。徐々に田地を増やしていった慧居寺もこうした手段で、金銭ないし土地を要求されるこ

(74) 李立民(2014) 參照。

(75) 「(順治)三年題準、自次年爲始、漢人投充旗下永行禁止。五年覆準、投充人即繫奴僕願賣者聽。……七年題準、投充人置買民間房地者、房地并價銀入官、買賣兩造從重治罪。八年諭、投充人有生事擾民者、本主及該佐領如知情皆連坐、前此有司因責懲旗人曾經問罪、以致投充人益加橫肆、嗣後地方官遇投充人有犯、與屬民一例究治、欽此。……十七年題準、投充人誣稱不繫投充者、審出鞭一百、如果不繫投充欺壓良民者、亦鞭一百。……又覆準各莊屯皆設領催、責成稽察、如旗人有指稱投充欺壓百姓者、解部究審、若繫假冒、地方官依律究擬。」この後に康熙年間の記述が續く。『欽定大清會典則例』卷 172「旗人買賣奴隸」條、『景印文淵閣四庫全書』第 625 冊 458 頁。『欽定八旗通志』卷 31「投充人口」條の内容もほぼ同じである。『景印文淵閣四庫全書』臺灣商務印書館、1986 年、第 664 冊第 779-780 頁。

とを恐れていたのであり、合璧碑が「永禁找贖」と題するのは、彼らの切なる願いを示しているともみることができる。

康熙十七年時点と比べて違うのは、「赫碑」が慧居寺の田産と課税額を詳細に羅列し、慧居寺が購入した田地山場は購入時期を問わず正項錢糧のみを上納し、他の雑差は全て免除すると明確に規定されていること、また地棍・賣り手が寺に対して「找價」、「勒贖」することを禁じ、縣衙門の役人たちが無断で雑差を寺に分擔させることを禁じたことである。なお、八旗駐防の事務は江寧將軍の管理であるため、「赫碑」は旗人には全く言及していない。

合璧碑の實球の稟文には「極惡棍徒の出現を非常に恐れている。滿城と偽るか旗廝と結託するかして找價勒贖を行い、不法に賣却して虐げる彼らのやり口は豫想もできない」とする。この部分は、隆昌寺がすでに兩江總督の石碑を手に入れたにもかかわらず、更に江寧將軍・副都統に禁止を要請した理由を説明している。隆昌寺の僧侶らも地方の棍徒が旗人を詐稱することや、地方棍徒が旗人と結託して悪事を働くことを憂慮していたのである。

お わ り に

これまでの中國の學者は長きにわたる「華夷史觀」と民國以來の社會情勢の變化の影響を受けており、清代の駐防八旗と地方社會關係（旗民關係）の研究では「前期衝突から後期融合へ」という研究モデルが通用している。しかし清朝前期の場合、駐防八旗の存在意義が見えなくなってしまう。

慧居寺における康熙五十五年の滿漢合璧碑の設立経緯とその内容は、そうした単純な對立の圖式で語ることのできない側面を映し出す。前述の順治三年四月二十二日に巴山らに下された滿文の敕旨以降、康熙初年にいたるまでの清王朝の江南に對する政策は明確で、八旗の使命をはっきりと述べている。江寧八旗は朝廷の政策を効果的に實行することで急速に地方の社會秩序を安定させ、かつ八旗自體が地方社會と衝突することがなく、慧居寺のように前朝の恩義を受けた寺に對しても庇護の姿勢で臨んだ。このように人心を掌握し、地域社會の秩序の安定に成功したことが、江寧八旗が順治から康熙初年に反清武裝勢力

を何度も打ち破り、清の統治を急速に強固にした重要な原因であると考えられる。

厳密に見れば、江寧における旗・民の對立の論證に使われた史料の大部分は、少數の不法旗人が地方で働いた悪事の證據にすぎない。これらのケースでは、地方の棍徒らがしばしば重要な役割を果たしており、不法旗人が働く悪事よりも継続的で、社會的に大きな問題となっており、いわゆる「旗民對立」で割り切ることのできない現象なのである。

先行研究では清朝初期における江南の旗民關係の考察において、八旗を主力とする清軍が具體的に如何なる方法で占領と地方秩序の維持を行ったかについては詳しく検討されていない。これらは今後具體的に検討していくべき問題である。

附録：

1 寶華山奉總督部院赫大老爺永禁找贖雜差碑記

江寧府上元縣曹、句容縣方、爲懇恩勒石永垂香火事。康熙五十五年閏三月二十九日、奉本府正堂衛信票開、奉總督部院赫批、據華山監院僧人實球呈稟前事詞稱、僧具緣華山者、治屬句容。開創自甫梁代誌公祖師、至於懷宗戊寅稔、諸檀公請三昧和尚主持初興律法、爲華山字派第一代祖、化緣報滿、將衣鉢囑授見月祖和尚相續二代主持。時因幾契、便以香資泊大眾食備餘囊、零置田地山場、永遠供眾。曾於康熙十七年已蒙江蘇布政司丁諭上元・句容二邑、以華山田地山場、只辦正糧豁免雜差、僧眾沾恩、迄今不朽。三代傳定菴祖和尚、產業漸增。四代傳松隱祖和尚、亦買田地山場。但僧等質無依怙。曷幸仰覲大恩憲慈督兩江彈迂秉政、定每歲三月親詣華山、拈香拜佛、啟建吉祥道場、恭祝聖壽無疆、誠勝事也。第現居方丈閱緣和尚膺祖遺訓、公遵師命、同門中一代一位主持、茲稱五世。恐後僧俗不肖、勾引棍徒取利、勒贖土產山場、依勢侵凌、則叢林廢弛、僧眾無憑。由是伏乞恩準立石、永爲定例、香火久遠、萬代陰功、叨切上呈、等情。於二月初二日具呈督憲。奉批、江寧府查明勒石申禁、報舊碑摹併發、等因到府。奉此。該卑府遵卽示令僧人實球赴府呈明。去後。今據僧人實球呈爲遵示呈明叩賞詳懇勒石以垂永久事、內稱、切照華山迺前朝敕建隆昌寺、今上敕賜改爲慧居

寺、係律門傳戒接眾焚修之所。自祖上續置有飯僧田地山場。曾於康熙十七年間奉前任江蘇布政司丁給示刊碑。在寺一切田地山場等業、止令輸納正供⁽⁷⁶⁾地丁並辦納漕糧之外、其一切雜差永免。恩蒙勒石迄今三十餘年、遵奉沾恩在案。續後三代定祖、四代松祖、五代現居方丈和尚、亦俱置有零星田地山場等業、在於上元句容二縣所屬、照遵前碑無異、但恐日後年深日久、或有不肖僧俗藉端回贖、增找勒詐、侵損常住、等情。是以僧前具呈稟、叩督憲恩賞、再爲立碑示禁、永垂不朽。不但佛光香火攸賴、卽合寺僧眾沾恩無既、等情。奉督憲批送案下查明、勒石申禁、報舊碑摹竝發、等因。今蒙示諭僧人呈明緣由、以便奪詳。奉此。遵將前由備具呈明、伏叩電鑒、恩賞核奪。詳覆督憲請示遵行、頂恩上稟、等情、到府。據此、卑府查得、該僧呈內因有置山場田地、隨經又行上元·句容二邑查明數目具報。去後。今催據上元申稱、該卑縣遵奉。催據該圖書投具冊開、靈天棲、華山寺實在人丁三十六丁、平米四十一石一斗四升二合八勺、荒米五石六斗七升九合。上田四百五畝二分六釐四毫、下田二百四十畝三分六釐四毫。上地五十一畝一分八釐九毫、下地二十九畝一分三釐。塘二十六畝五分八釐一毫。灘二十二畝九分二釐。蕩一十一畝五分六釐。原荒田二十五畝。該地丁銀三十八兩七錢七釐一毫。閏月加銀一兩四錢三分六釐二毫、等情前來。據此。擬合具文申覆、伏候查核轉詳、等情。又據句容縣申稱、(中略)各等情、到府。據此。該本府正堂衛查得、華山寺僧實瑛以寺內向置上·句二邑田地山場、曾於康熙十七年間蒙江蘇布政司丁飭縣勒石、只辦正糧、豁免雜差、在案。但後有續置零星田地山場、恐日後或有不肖僧俗藉端回贖、增找勒詐、等情。具呈憲案、請再勒石永禁、等情、致奉憲臺批飭查明、勒石申禁、等因。遵卽飭行上·句二邑、查明田地山場數目申報。去後。今催據該二縣開報前來。相應詳請憲臺核明批示、以便轉飭上·句二縣會同勒石申禁、另取碑摹呈送、等因。蒙府具詳督憲、奉批如詳轉飭、勒石永禁、仍取碑摹送核繳、等因。行到府、轉行到縣。奉此。合行勒石永禁爲此碑、仰該寺僧眾並糧戶軍民人等知悉、嗣後華山前項原置並後續置田地山場等、每年只納正項錢糧、一切雜差豁免、永遠遵奉。如有胥役勾串僧俗地棍、藉以混派、以及賣主增找回贖等項、擅行滋擾。許該寺僧協同糧戶、卽時扭

(76)『山志』原文は異體字である。

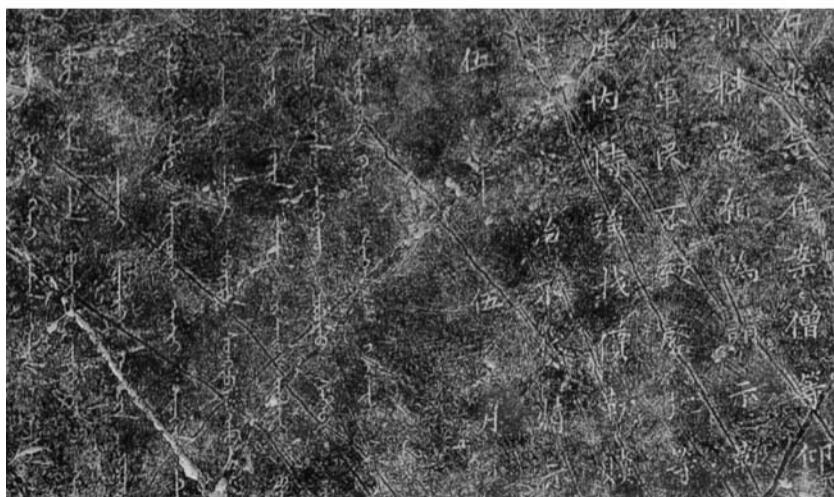
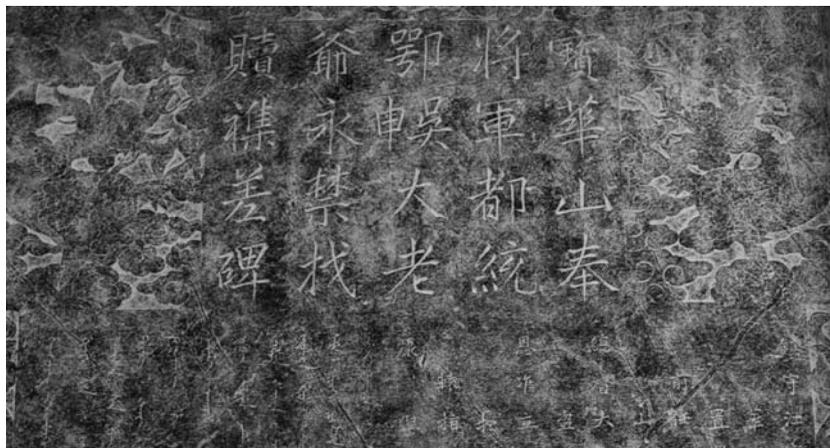
稟、以憑通詳、按律究治。此奉督憲嚴飭杜害、勿得陽奉陰違、致干重譴。各宜凜遵勿忽、須至碑者。康熙五十五年四月十八日立石。

出典：碑額は原碑。正文は『寶華山志』卷8、333-343頁。

2 寶華山隆昌寺蠲免雜差碑

江寧府管糧監兌督造省衛漕船同知攝理句容縣事姜、爲懇恩勒石以垂永久事。本年二月二十六日蒙本府正堂孫信牌開、蒙蘇松布政司丁批、據本縣華山隆昌寺僧上源等詞稟本寺豁免雜差緣由。蒙批。仰江寧府速查報。蒙此。除將原詞抄粘外、合行飭查。爲此。仰縣官吏遵照來文抄粘牌內事理、卽查上源等置有田地山場若干、每年應交糧米若干、向來作何輸納、今可否止辦正糧豁免雜差、勒石。作速查議妥確、具文詳府、立等核明、轉詳本使司覆奪施行、等因。蒙此。遵于三月二十一日具文、將蠲免雜差緣由申詳本府。蒙批。仰候轉詳批示繳。蒙批。到縣遵行間、隨于四月十五日蒙本府信牌開、蒙江蘇布政司丁批、本府詳據該縣申詳華山隆昌寺香火田地、止辦正糧、豁免雜差、勒石緣由。蒙批。如詳、行繳批府。蒙此。合行飭行。爲此。仰句容縣官吏遵照來文事理、立將該寺田地遵照憲批勒石、豁免雜差、止辦正糧。文到先具碑稿呈府、以憑轉呈本使司、閱政發鑄。蒙此。除將碑稿申送外、合行勒石永遵。嗣後華山隆昌寺僧田地山場、除正賦錢糧照數輸納外、其一切雜項差役、遵奉憲行、槩行蠲免、均無違錯、須至碑者。康熙十七年十月初九日立石。

出典：『寶華山志』卷8、331-333頁。



3 滿漢合璧碑文の一部寫眞

參考文獻

【歐文】

Wang, Liping (1999) "Tourism and Spatial Changes in Hangzhou, 1900-1927," in *Remaking the Chinese City: Modernity and National Identity, 1900-1950*, University of Hawaii Press

【中文】

- 春花 (2008) 『清代滿蒙文詞典研究』 遼寧民族出版社
- 定宜莊 (2003) 『清代八旗駐防研究』 遼寧民族出版社
- 定宜莊·邱源媛 (2016) 『近畿五百里——清代畿輔地區的旗地與莊頭』 中國社會科學出版社
- 馮爾康 (2005) 「清史研究與政治」 『史學月刊』 2005 年第 3 期
- 黃一農·蕭永龍 (2014) 「論道光帝廟諱與古書中「寧」字的寫法」 『文與哲』 第 25 期
- 賴惠敏 (2008) 「從杭州滿城看清代的滿漢關係」 『兩岸發展史研究』 2008 年第 5 期
- 李立民 (2014) 「清順治年間「汎濫投充」現象探析」 『河北北方學院學報 (社會科學版)』 第 30 卷第 2 期
- 劉小萌 (2008) 『清代北京旗人社會』 中國社會科學出版社
- 柳澤明 (1993) 「關於呼倫貝爾八旗的設立」 『王鍾翰先生八十壽辰紀念文集』 遼寧大學出版社
- (2011) 「清代東北駐防八旗與漢人——以黑龍江地區為中心」 中國社會科學院近代史研究所政治史研究室編 『清代滿漢關係研究』 社會科學文獻出版社
- 馬協弟 (1985) 「駐防八旗淺探」 『滿族研究』 1985 年第 2 期
- (1988) 「清代廣州滿族述略」 『滿族研究』 1988 年第 1 期
- (1990) 「清代滿城考」 『滿族研究』 1990 年第 1 期
- 潘洪綱 (2018) 『清代八旗駐防族群的社會變遷』 人民出版社
- 任桂淳 (1993) 『清朝八旗駐防盛衰史』 生活·讀書·新知三聯書店
- 王剛 (2013) 「清初蘇州八旗駐防探析」 『清史研究』 2013 年第 2 期
- 王剛 (2014) 「清代前中期江南軍事駐防研究 (1645-1853)」 南京大學博士論文
- 王志強 (2018) 「清代歷任江寧織造任期研究」 『歷史檔案』 2018 年第 1 期
- 汪利平 (2007) 「杭州旗人和他們的漢人隣居，一個清代城市中民族關係的個案」 『中國社會科學』 2007 年第 6 期
- 魏秀梅 (1981) 「從量的觀察探討清季駐防將軍都統之人事轉變」 『中央研究院近代史研究所集刊』 1981 年第 10 期
- 夏維中·張鐵寶·王剛等編著 (2014) 『南京通史 (清代卷)』 南京出版社
- 謝國楨 (2011) 『增訂晚明史籍考』 華東師範大學出版社
- 許富翔 (2008) 「清代江寧滿城的研究」 東吳大學修士論文
- (2008) 「清代的旗、民關係：以江寧駐防為例」，中國社會科學院近代史研究所政治史研究室編 『清代滿漢關係研究』 (2011) 社會科學文獻出版社

楊海英（1996）「明末宗室瑞昌王考」《清史論叢》編委會編『清史論叢』遼寧古籍出版社

趙令志（2001）「清代直省駐防旗地淺探」『黑龍江民族叢刊』2001年第2期

趙綺娜（1973）「清初東北駐防八旗之建制研究」『故宮文獻』第4卷第2期

【日文】

江夏由樹（1980）「清朝の時代，東三省における八旗莊園の莊頭についての一考察——帯地投充莊頭を中心に——」『社會經濟史學』第46卷第1號

鴛淵一（1938）「清初に關する滿文老檔の記事（上・下）」『史林』第23卷1, 2號

河内良弘編（2014）『滿洲語辭典』松香堂書店

岸本美緒（1997）「明清時代における「找價回贖」問題」『中國——社會と文化』第12號

北山康夫（1950）「清代の駐防八旗に就いて」羽田博士還曆記念會編『東洋史論叢：羽田博士頌壽記念』東洋史研究會

楠木賢道（1995）「チチハル駐防シボ佐領の編立過程」『清代中國の諸問題』山川出版社

承志（2008）「中國における「滿族史」研究」『東洋文化研究』第10號

（2009）『ダイチン・グルンとその時代：帝國の形成と八旗社會』名古屋大學出版會

角谷祐一（2008）「康熙年間の官銀借給による生息銀兩政策について：廣善庫による駐防八旗への借給の検討を通じて」『中央大學アジア史研究』第32號

堀地明（1993）「清初廣州駐防八旗と平糶廠襲撃事件」『大阪市立大學東洋史論叢』第10號

* 本研究は JSPS 特別研究員奨學費 19J22985 の助成を受けたものです。

**RELATIONS BETWEEN BANNERMEN AND THE GENERAL
POPULACE IN EARLY QING JIANGNING :
ON THE BILINGUAL MANCHU AND CHINESE LANGUAGE STELE
YONGJINZHAOSHUZACHAIBEI 永禁找贖雜差碑**

Ye Sheng

During the Qing dynasty, the Eight Banners established garrisons at important strategic locations throughout China. These garrisons were a manifestation of the overwhelming control by the central government throughout the provinces, and they played a pivotal role as the central military force which maintained that rule. The relationship between the Eight Banner garrisons and local society has long been a topic of great interest to historians. This paper traces the actual circumstances of the relationship between the Jiangning Eight Banner garrison and local society during the Shunzhi and Kangxi reign periods by making use of various primary historical materials and archival documents in Manchu and Chinese, including a bilingual Manchu and Chinese language stele *Yongjinzhaoshuzachaibei*.

Academics in China have long been influenced by the ethnocentrism of the “Hua-Yi interpretation of history” and by social changes that have occurred since the Republic of China period, and many have accepted a “from-early-collisions-to-later-fusion” model of the relationships between the bannerman and the general population during the Qing period. However, as a result of this model, the significance of the Eight Banner garrisons during the early Qing period has been obscured.

By examining the contents of this bilingual Manchu-Chinese stele and the circumstances under which it had been erected, we can see an aspect of this relationship reflected therein that cannot be explained in the simplistic schema of early collisions found in the above model. From May 26, 1646, when the garrison general Bashan received an imperial edict until the early period of the Kangxi reign, the policies of the Qing court towards Jiangnan were precise and the appointed tasks of the Eight Banners were clearly stated. By effectively implementing the policies of the Imperial Court the Jiangning Eight Banners rapidly stabilized the society in their local area. Moreover, the Eight Banners did not collide with the local society, but rather adopted a stance of patronage towards Buddhist temples, such as the Huiju Temple, which had received the favor of the previous dynasty. I consider that such success in winning the hearts of the people and stabilizing the regional

social order was an important factor in the military success of the Jiangning Eight Banners in defeating anti-Qing military forces many times throughout the Shunzhi reign and the early Kangxi reign periods as Qing rule was rapidly strengthened.

Looking closely, we can see that most of the historical materials which are used to prove the opposition between the bannermen and the general populace in Jiangning involve for the most part merely the illegal behavior of a minority of bad actors among the bannermen serving in the provinces, and in such cases it was often the case that local ruffians played an important role. Compared with the lawless behavior of bannermen, the illegal behavior of local ruffians had a more sustained negative influence and was more likely to become a social problem. It is thus not appropriate to interpret issues in terms of the so-called “conflict between bannerman and the general population.”

WANG GUIZHI 王珪之 'S COMPILATION OF THE *QI ZHIYI* 齊職儀

SATO Tatsuro

The *Qi Zhiyi* 齊職儀, compiled by Wang Guizhi 王珪之 of the Southern Qi dynasty, has been known as a representative writing on bureaucracy in the Southern dynasties, and a relatively large number of passages are cited in the *Tang Liudian* 唐六典 and other reference books compiled during the Tang to the Song dynasties. This paper investigates the historical background of the compilation of this book, collects passages cited in various works, thereby confirming the book's basic format and features, and also considers its historical characteristics. Wang Guizhi was ordered to compile this book in the 2nd year of the Yuanhui 元徽 era (474), when Chu Yan 褚淵, the regent at that time and others aimed to restore official discipline in the midst of political disorder caused by the emperor's favoritism. Later, when Xiao Daocheng 蕭道成 held sway, the book was completed by Guizhi's son upon the request of Chu Yan who sided with the new regime as the new Qi dynasty was being established. According to the bibliography of Wang Guizhi in *the History of the Southern Qi*, this book recorded in detail the history and precedents of each official position, burdensome personnel rules required for junior positions, and was intended to contribute to construction of the new dynasty by meeting the needs of emergent lower-ranking officials. We can also confirm such content and structure through existing passages from this book. But the detailed description of the bureaucracy down to junior positions so closely suited to the needs of the time